

# I 足場等からの墜落防止措置等の充実

## (ア) 事業者が行う「架設通路」についての墜落防止措置(安衛則第552条関係)

改正前には、高さ 75 センチメートル以上の手すりを設けることとされていましたが、今回の改正により、「高さ 85 センチメートル以上の手すり」に加え「中さん等」※1 (P.4) を設けることとされました。

## (イ) 事業者が行う「足場」の作業床からの墜落防止措置等(安衛則第563条関係)

### ★墜落防止措置

改正前には、高さ 75 センチメートル以上の手すり等を設けなければならないとされ、わく組足場の交さ筋かい(手すり等)としてみなされていましたが、今回の改正により、足場の種類に応じて、次の設備を設けることとされました。

#### ・わく組足場の場合

「交さ筋かい」に加え、「高さ 15 センチメートル以上 40 センチメートル以下の位置への下さん」か「高さ 15 センチメートル以上の幅木の設置」(下さん等) ※2 (P.4)、あるいは「手すりわく」 ※3 (P.4)

#### ・わく組足場以外の足場の場合(一側足場を除く)

「高さ 85 センチメートル以上の手すり等」に加え、「中さん等」 ※1 (P.4)

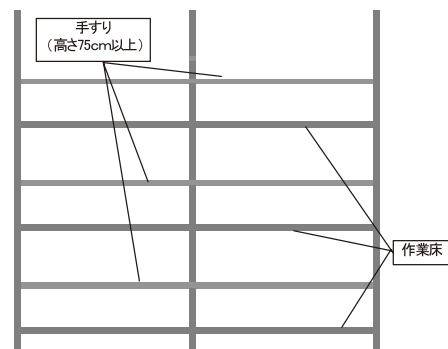
### ★物体の落下防止措置

高さ 10 センチメートル以上の幅木、メッシュシート又は防網(同等の措置を含む。)を新たに設けることとされました。

※ 安衛則第563条では、足場の高さ2メートル以上の作業場所における措置を定めていますが、高さ2メートルに満たない場合や足場以外の作業場所であっても、安衛則第537条に基づき、物体の落下による危険を防止する必要があることに留意してください。

### わく組足場以外の足場(単管足場等)

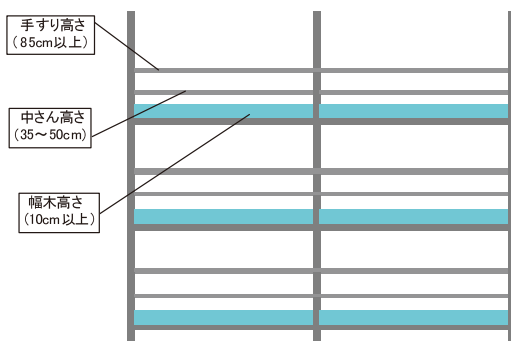
改正前の措置



### ○ 墜落防止及び物体の落下防止の両措置を同時に講じた例

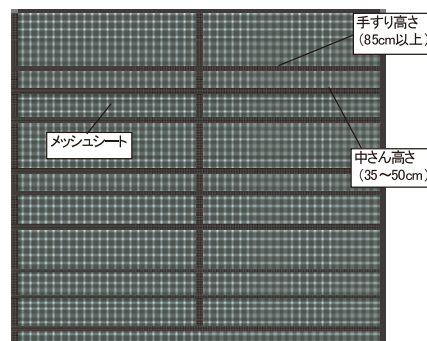
#### 改正後 措置例1

- 手すり(高さ 85cm 以上の位置)
- + 中さん(高さ 35~50cm の位置)
- + 幅木(高さ 10cm 以上)



#### 改正後 措置例2

- 手すり(高さ 85cm 以上の位置)
- + 中さん(高さ 35~50cm の位置)
- + メッシュシート



#### 改正後 措置例3

- 手すり(高さ 85cm 以上の位置)
- + 中さんと同等以上の措置(高さ 35cm 以上)

